

社会福祉法人みかたこぶしの里

役員報酬 及び 費用弁償規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人みかたこぶしの里（以下「本法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員及び第三者サービス評価委員等に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給及び費用弁償)

第 2 条 本法人の役員及び評議員の報酬等については、定款に基づき報酬の支給及び費用弁償を行う。

2 本法人の評議員選任・解任委員及び第三者サービス評価委員等については、別表の費用弁償を行う。

3 前項の報酬及び費用弁償の額は、本法人の運営状況により変更されることがある。

【附 則】

1. この規程は、議決の日から施行し、平成元年9月1日から適用する。
2. 平成3年3月25日一部改正し、平成3年4月1日から適用する。
3. 平成3年12月3日一部改正し、平成3年12月1日から適用する。
4. 平成6年2月16日一部改正し、平成6年4月1日から適用する。
5. 平成7年4月26日一部改正し、平成7年4月1日から適用する。
6. 平成8年5月29日一部改正し、平成8年4月1日から適用する。
7. 平成13年3月19日一部改正し、平成13年4月1日から適用する。
8. 平成20年1月18日一部改正し、平成20年4月1日から適用する。
9. 平成22年1月18日一部改正し、平成22年4月1日から適用する。
10. 平成25年2月27日一部改正し、平成25年4月1日から適用する。
11. 平成29年6月19日の定時評議員会後に改正し、同日より適用する。
12. 令和7年3月26日の定時評議員会後に改正し、同日より適用する。

【 別 表 】

役員報酬及び費用弁償の額

1. 報 酬

理 事 長 月額 110, 000円

2. 費用弁償

- (1) 本法人の役員が本法人の職務のために出張したときは、社会福祉法人みかたこぶしの里職員等旅費規程の規定による額を支給する。
- (2) 本法人の役員（理事長及び施設長を除く）が理事会及び決算監査に従事した場合は、日額8, 000円（交通費実費相当額を含む）を支給する。
- (3) 本法人の評議員が評議員会に出席した場合は、日額5, 000円（交通費実費相当額を含む）を支給する。
- (4) 評議員選任・解任委員が関係する会議に従事した場合は、日額3, 000円（交通費実費相当額を含む）を支給する。
- (5) 第三者サービス評価委員が関係する会議に従事した場合は、日額5, 000円（交通費実費相当額を含む）を支給する。
- (6) グループホーム運営委員及びデイサービス運営委員が関係する会議に従事した場合は、日額3, 000円（交通費実費相当額を含む）を支給する。
- (7) 本法人の役員（理事長及び施設長を除く）が、評議員会及びその他の会議に出席した場合は、日額5, 000円（交通費実費相当額を含む）を支給する。